

災害！そのときどうなるの??

問 防災課防災計画係 ☎(95)9874

今回のテーマ 避難所②

ニュースの映像で流れる避難所の様子。誰が運営しているのでしょうか。



場合によりますね。

避難所の運営って市の職員がやるのでしょうか？



台風が来たときに行ってみたら、市の職員が対応していましたよ。



避難所を運営する委員会を作っていただき、自分達で避難所内の様々なルールを決めていただきます。避難者自身がお互いを助け合いながら生活していくことになります。



市職員は、避難所と災害対策本部との連絡調整を主に行い、避難所運営委員会のサポートも行います。

えっ！
どんなふうに？

ここが ポイント

・大きな災害が起きて避難生活が長引く場合、避難所の運営は避難者自身が行い、お互いに助け合いながら生活することになります。その際、市の職員は災害対策本部と避難所との連絡調整を主な任務とします。



償却資産の新規取得補助金

申請期限は9月30日(月)

対象 次の①～④のすべてに該当する事業者

①市内に工場または事業所を有しており、次のいずれかに該当する中小企業者

業種	規模
小売業	資本金5,000万円以下または従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
そのほかの業種	資本金3億円以下または従業員300人以下

②市税の滞納がない

③県信用保証協会の信用保証除外業種（風俗営業、農業、漁業など）に該当しない

④臨海部に事業所を有している場合、公害防止に関する協定の基準を遵守している

対象となる資産 平成30年1月2日～31年1月1日に購入により取得し、市の固定資産課税台帳に登録されているもの

補助金額

資産の種類	補助対象経費	補助率	補助限度額
①償却資産	取得価格の総額	2%	
※取得価格の総額が小売・サービス業は30万円以上、卸売業・そのほかの業種は100万円以上必要です。			①と②を合わせて
②工場などの新增設	工場などの固定資産評価額	2%	上限300万円
※臨海部に立地する事業所で、既存緑地に替えて工場などを新增設した場合が対象です。			

申請書類 申請書、請求書、償却資産申告書および種類別明細書の写し、補助金交付手続チェック表、市税の完納証明書（30日以内に発行のもの）

※工場などの新增設の場合は、固定資産税課税明細書（納税通知書に同封）または名寄帳兼課税台帳の写し、緑地に替えて工場などの新增設を行ったことのわかる図面および写真を添付してください。

申込み 9月30日(月)（必着）までに商工課企業応援係 ☎(95)9895

※申請書類は、商工課窓口または市ホームページ「へきなん企業応援NAV」で入手できます。